

大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーや省エネルギー等の普及を促し、家庭部門から排出されるCO2排出量の削減及び地球温暖化対策を推進するため、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」の導入費に係る補助金の交付について、大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ZEH等 住宅の外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとなることを目指した新築戸建て住宅をいい、別表1の区分ごとに、それぞれ同表の要件を満たすものをいう。

(2) 補助事業者 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）の申請主体であり、補助金の交付を受けようとする個人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、前条第1号で規定する住宅を導入する事業であって、次のいずれかの事業であること。

(1) 補助対象住宅を新築する事業

(2) 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、前条の補助対象事業を実施する個人であって、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 大井町に居住している者又は居住する予定の者で、補助対象事業完了時に大井町に住民登録があること。

(2) 国又は神奈川県が行うZEH等に対する補助金の交付決定を受けていること。

(3) 町税等に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、国又は神奈川県的一方から補助金の交付決定を受けている場合は、国又は神奈川県に提出した申請書記載の金額と同額とする。

2 国及び神奈川県の双方から補助金の交付決定を受けている場合は、当該補助金の対象経費のうち、いずれか金額が低い方を補助対象経費とする。

(補助額の算出方法)

第6条 補助額は、ZEH等1件につき補助対象経費の3分の1（千円未満切捨て）の額とする。ただし、15万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 国又は神奈川県のZEH等に関する補助対象事業の申請時に提出した申請書類一式の写し

(2) 国又は神奈川県から送付された交付決定通知書

(3) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付承認)

第8条 町長は、前条に定める申請書を受理した場合は、その内容を審査し、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付承認（不承認）通知書（第2号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(事業の変更及び中止)

第9条 申請内容に変更が生じたときは、速やかに大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金計画変更承認申請書(第3号様式)に変更内容を証明する書類を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、計画の変更を承認するときは、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金計画変更承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 補助事業を中止する場合は、速やかに大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金中止承認申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、計画の中止を承認するときは、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金中止決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業を完了した日から2か月以内に、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金完了実績報告書（第7号様式）（以下「完了実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 国又は神奈川県に提出した完了実績報告に係る書類一式の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の決定及び通知)

第11条 町長は、前条に定める完了実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付決定通知書（第8号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付請求書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第13条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、設置の日から起算して6年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保（以下「処分」という。）にしてはならない。

3 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金処分承認申請書(第10号様式)を

町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項に定める事項について、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(決定の取り消し)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- (4) 国又は神奈川県が交付決定を取り消されたとき。
- (5) 第9条第3項及び第4項の規定により補助対象事業を中止するとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(町の施策への協力等)

第16条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じてデータ等の提供その他の協力を求めることができるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

分類・通称	要件							その他要件・備考	目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に応じた、特定の地域に目指すべき水準を設定している。)
	外皮基準 地域区分			一次エネルギー消費量 削減率		再エネ等含む	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)すること。		
	1・2	3	4	5～7	省エネのみ				
『ZEH』	断熱性能等級5以上			100%以上	20%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)すること。	再生可能エネルギー未導入も可。	—	
Nearly ZEH	UA値 0.40以下	UA値 0.50以下	UA値 0.60以下	UA値 0.60以下	20%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)すること。	下表の対象地域に該当する。	・寒冷地(地域区分1又は2地域) ・低日射地域(日射区分A1又はA2地域) ・多雪地域	
ZEH Oriented	断熱性能等級6以上			30%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)することに加え、※のうち1項目以上を満たす。	下表の対象地域に該当する。	下表の対象地域が該当する。	—	
『ZEH+』	断熱性能等級6以上			30%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)することに加え、※のうち1項目以上を満たす。	再生可能エネルギー未導入も可。	再生可能エネルギー未導入も可。	—	
Nearly ZEH+	UA値 0.28以下	UA値 0.28以下	UA値 0.34以下	UA値 0.46以下	30%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)することに加え、※のうち1項目以上を満たす。	再生可能エネルギー未導入も可。	・寒冷地(地域区分1又は2地域) ・低日射地域(日射区分A1又はA2地域) ・多雪地域	
ZEH Oriented	断熱性能等級6以上			35%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)することに加え、※のうち1項目以上を満たす。	再生可能エネルギー未導入も可。	再生可能エネルギー未導入も可。	—	
GX志向型住宅	断熱性能等級6以上			35%以上	再生可能エネルギーを導入(容量不問。全量売電を除く。)することに加え、※のうち1項目以上を満たす。	再生可能エネルギー未導入も可。	再生可能エネルギー未導入も可。	—	

※ZEH+の追加要件については、次の2要素のうち少なくとも1つ以上を満たすこととする。

① 再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置：太陽光発電設備等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていること。具体的には以下の1)～4)のうち少なくとも1つを設置すること。1) 昼間の沸き上げに対応した高効率給湯器(ヒートポンプ/ハイブリッド給湯器)、2) 蓄電池(ただし、初期実効容量5kWh以上のものに限る)、3) 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の充電設備(住宅との間に充電設備が可能な設備を含む。また、分電盤において所要の容量を確保し、及び漏電ブレーカーの設置等の所要の措置を講じていることを含むこと)、4) 太陽熱利用システム又はPVTシステム(ただし、いずれも強制循環式であって一定の機能要件を満たすものに限る)

② 高度エネルギーマネジメント：HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。将来的には、上記に加えて、蓄電池やディマンドリスポンス(DR)機能を搭載した家電製品等と連携することにより、DRやバーチャルプラントに参加可能にすることが期待される。